

(介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業) ※国Q & Aに記載がない部分に下線が引いてあります。

県No	質問	回答
	<b>1.対象事業所・施設について</b>	
1	介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象となるのか。	お見込みのとおりです。
2	令和3年10月から12月までの間に指定等を受けている事業所・施設が補助対象となることだが令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設について、令和3年10月以降当該指定を受ける前に購入した衛生用品等の費用も補助対象となるか。	令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。
2の2	<u>休業中の事業所は対象となるか。</u>	令和3年10月から12月までの対象期間の一部が休業期間であっても、対象期間中に休業していない期間がある事業所は対象となります。対象期間の全部が休業期間となる事業所は対象なりません。なお、申請時において休業中の事業所は、上述の要件を満たすのであれば対象になります。
2の3	<u>みなし指定を受けている医療機関は対象となるか。</u>	介護保険法第71条第1項の規定によりみなし指定を受けている医療機関(※)は、令和3年10月から12月までの期間について介護報酬の請求実績がある事業所が対象となります(令和2年度に補助を行ったかかりまし経費と同様になります)。 ※病院又は診療所にあつては訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護又は居宅療養管理指導のみなし指定を受けているもの。薬局にあつては居宅療養管理指導のみなし指定を受けているもの。
	<b>2.対象経費について</b>	
3	対象経費について、 ①令和3年10月1日から12月31日までの間に購入したものが対象か。 ②発注が令和3年10月1日から12月31日までの間に行われていれば、納品や支払いが令和4年1月1日以降となってもよいか。	①お見込みのとおりです。10月1日から12月31日までの間に発注して購入が確定しているのであれば(見積りのみは不可)、対象となります。対象期間内に発注して購入が確定したことについて、申請書の中で誓約していただく必要があります。 ②納品が令和4年1月1日以降の場合でも、①の要件を満たせば対象経費となります。支払いが令和4年1月1日以降の場合でも、①の要件を満たせば対象経費となりますが、申請日までに支出済み(前払いを含む。)である必要があります。
4	①「基本対象経費」とは何か。 ②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。 ③「感染症対策に要する備品」とは、どのような物が補助対象となるのか。	①基本対象経費とは、国が補助対象とする経費です。 ②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であつて、マスク、手袋、消毒液などを想定しています。 ③については、パーティション及びパルスオキシメーターです。
5	①「特別対象経費」とは何か。 ②どのようなものが対象となるか。	①特別対象経費とは、国が補助対象とする経費以外に、山梨県が独自に補助対象として認める経費です。 ②対象は、対象期間内に感染防止対策に要した経費(基本対象経費を除く。)で、感染症対策に資するものであれば対象となります(令和2年度に補助を行ったかかりまし経費と同様になります)。

(介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業) ※国Q & Aに記載がない部分に下線が引いてあります。

県No	質問	回答
6	「特別対象経費」の対象となるものの具体例は。	<p>次に対象として考えられるものを例示しますが、<u>新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費</u>等であり、<u>通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、例示したものに限らず、幅広く対象とします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部専門家等による研修実施</li> <li>・感染防止のための増員のため発生する追加的人件費</li> <li>・感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料</li> <li>・(研修受講等に要する) 旅費・宿泊費、受講費用等</li> <li>・感染発生時対応・衛生用品補完等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等</li> <li>・感染防止を徹底するための面会室の改修費</li> <li>・感染防止のための内装改修費</li> <li>・換気設備</li> <li>・消毒・清掃費用</li> <li>・長机</li> <li>・自動車又は自転車(電気自転車を含む。)の購入又はリース費用</li> <li>・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く。)</li> <li>・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の、賃料・物品の使用料</li> <li>・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用</li> <li>・訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合)</li> <li>・医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費</li> </ul>
3. 交付額について		
7	<p>訪問介護の基準単価は、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断することとされているが、</p> <p>①例えば、令和3年11月に新規指定を受ける訪問介護事業所についてはどのように取り扱えばよいか。</p> <p>②介護サービスと総合事業又は介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている訪問介護事業所の訪問回数は合算してよいか。</p>	<p>①個別の事情に応じて、令和3年11月、12月又は把握できる直近の1か月の訪問回数で請求してよいこととして差し支えありません。</p> <p>②合算してください。</p>
8	施設系サービスにおいて、短期入所療養介護を空床利用で実施している場合の定員数の取扱い(どのようにすればよいか)。	令和3年4月から9月の1日あたりの平均利用者数を定員数として用いることとします(あらかじめ指定者に定員数を届け出ている場合も、届け出た定員数ではなく、平均利用者数を用いてください)。
4. 申請について		
9	費用が確定していない段階における申請(概算による申請)は可能か。	本事業に要する費用が確定してから申請することを想定しています。
10	申請書類には、購入した物品の領収証等、支出した費用が分かる証拠書類の添付が必要か。	領収証のコピー等の証拠書類を添付していただく必要があります。所定の領収証一覧を作成の上、所定の台紙にコピー等を貼付して提出してください。